

三重県子どもの貧困対策計画（仮称）

骨子案

平成27年9月

三重県

目 次

I	計画策定の基本的な考え方	1
	1 計画策定の趣旨	
	2 計画の位置づけ	
	3 計画の期間	
	4 子どもの貧困のとらえ方	
II	現状と課題	2
	子どもの貧困に関する現状と課題	
III	実態調査のあらまし	12
	1 調査の目的	
	2 調査の概要	
	3 調査結果（聴き取り調査の内容から見えた貧困リスクと課題）	
IV	基本理念と基本方針	16
	1 基本理念	
	2 基本方針	
V	計画目標	16
VI	主な取組	18
	1 教育の支援	
	2 生活の支援	
	3 保護者に対する就労の支援	
	4 経済的支援	
	5 包括的かつ一元的な支援	
VII	計画の推進体制	21

1 計画策定の趣旨

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、8月には「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)が閣議決定されました。

法において、都道府県は、大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されています。

県では、平成26年度、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策の5年間の計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定しましたが、ここでは、子どもの貧困対策を重点的な取組の一つとして位置づけています。

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されたり、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため、「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、法第9条第1項に基づき定める三重県における「子どもの貧困対策についての計画」です。

3 計画の期間

この計画の期間は、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の計画期間(平成27年度から平成31年度)の終期に合わせて、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

4 子どもの貧困のとらえ方

経済的困難に起因して発生する様々な課題(病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、進学機会の喪失等)を子どもが抱えている状況を貧困をとらえます。

Ⅱ 現状と課題

(1) 子どもの貧困率（全国値）

- 平成 25 年国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は 16.3%と、おおよそ 6 人に 1 人の子どもが平均的な生活水準の半分（貧困線）に満たない状況にあります。
- また、子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満）のうち、特に大人が 1 人の世帯の貧困率は 54.6%と非常に高い水準となっており、ひとり親世帯など大人 1 人で子どもを養育している家庭が経済的に苦しい状況にあることがうかがえます。

全国の貧困率の年次推移（平成25年度国民生活基礎調査）

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人が1人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が2人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円

- ※ 相対的貧困率とは、貧困線(等価可処分所得の中央値の半分の額)を下回る等価可処分所得しか得ていない世帯員の割合。
- ※ 子どもがいる現役世帯の貧困率とは、現役世帯に属する世帯員全員に占める、等価可処分が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合。
- ※ 大人とは18歳以上の者、子どもとは18歳未満の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

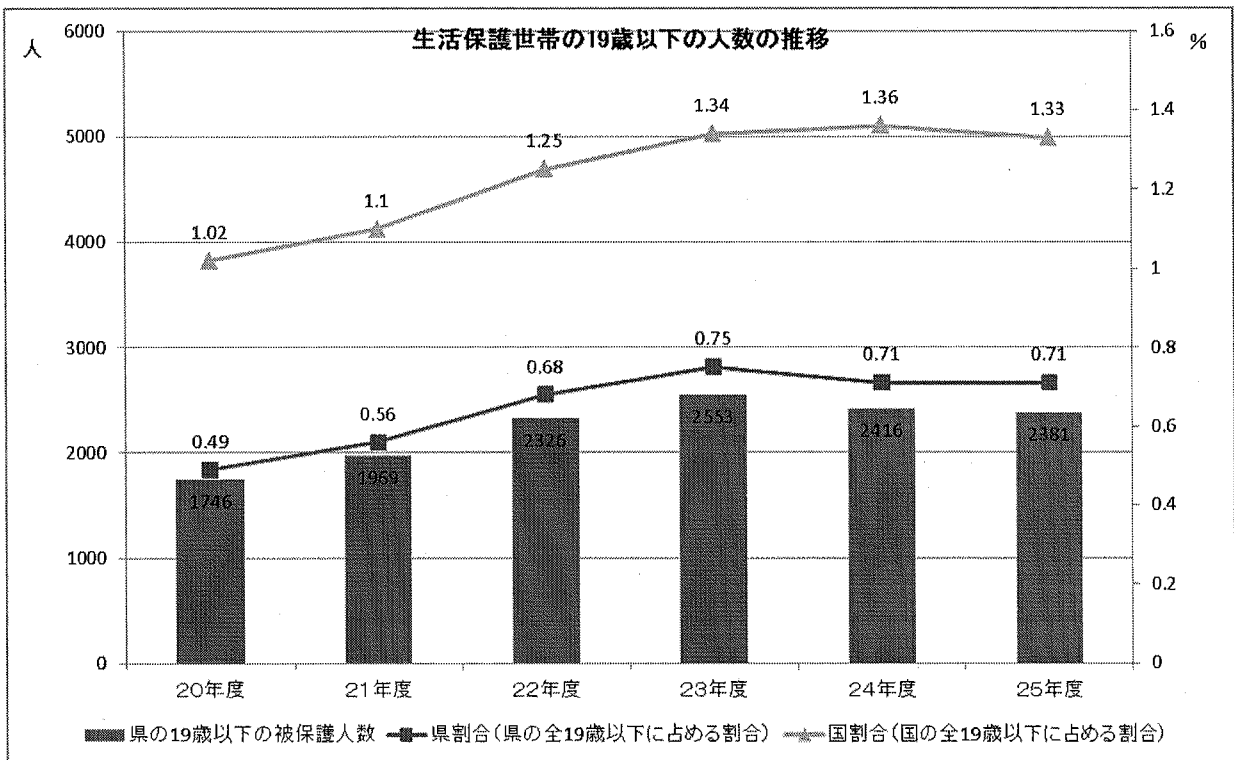
(2) 生活保護世帯の子どもの数

- 県内の生活保護世帯数は、平成 25 年度は 12,927 世帯と、年々増加傾向にあります。
- また、被保護世帯人員についても、同じく増加傾向にあります。このうち、生活保護世帯における 19 歳以下の人数は、2,000 人台で推移しており、県全体の 19 歳以下の人数に占める割合は、全国平均より低い 0.7%台で推移しています。

被保護世帯数等の推移(厚生労働省:被保護者調査)

三重県		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
被保護世帯数		9,691	10,426	11,824	12,615	12,830	12,927
被保護世帯人員(人)		13,125	14,239	16,281	17,416	17,478	17,495
生活保護世帯に おける19歳以下 の人数	0～5歳	368	432	536	605	562	530
	6～11歳	580	669	770	817	775	766
	12～14歳	358	383	469	499	482	464
	15～17歳	357	386	436	489	460	488
	18・19歳	83	99	115	143	137	133
	合計	1,746	1,969	2,326	2,553	2,416	2,381
	割合(%)	0.49	0.56	0.68	0.75	0.71	0.71

※生活保護世帯における19歳以下の割合の分母は、各年10月1日現在の推計人口



(3) 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率、高等学校中退率

○ 県全体の中学校卒業者の高等学校等進学率は、全国平均と同様に98%台で推移しており、ほとんどの子どもは高等学校等に進学しています。

県全体の高等学校等卒業者の大学進学率は、約50%で推移しており、全国平均をやや下回る程度ですが、就職率は、約25%程度と、全国平均を8ポイント程度上回っています。

○ 生活保護世帯の子どもの場合は、高等学校等進学率及び大学等進学率は、県全体と比較するといずれも低く、特に大学等進学率は全国平均と比較して大きく下回っています。一方で、高等学校卒業後の就職率は、全国平均と比較して高い割合となっています。

○ 高等学校中退率について、生活保護世帯は県全体と比較すると高く、全国平均と比較すると低い水準となっています。

生活保護世帯の子どもの進学率、就職率、高等学校中退率

○中学校卒業後

高等学校等進学率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
H21年度	98.2	83.9	97.9	87.5
H22年度	98.4	89.7	98.0	89.5
H23年度	98.5	91.9	98.2	89.6
H24年度	98.4	89.0	98.3	90.8
H25年度	98.4	90.8	98.4	集計中
H26年度	98.6	93.5	98.4	集計中

就職率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
H21年度	0.6	—	0.5	—
H22年度	0.5	—	0.4	—
H23年度	0.5	3.0	0.4	—
H24年度	0.4	2.7	0.4	2.5
H25年度	0.5	3.9	0.4	集計中
H26年度	0.6	1.4	0.4	集計中

高等学校中退率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
H21年度	1.7	—	1.7	—
H22年度	1.6	—	1.6	—
H23年度	1.7	5.4	1.6	—
H24年度	1.5	3.9	1.5	5.3
H25年度	1.6	3.8	1.7	集計中
H26年度	集計中	2.6	集計中	集計中

○高等学校等卒業後

大学等進学率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
H21年度	51.9	—	53.9	—
H22年度	52.1	—	54.3	—
H23年度	52.2	4.3	53.9	—
H24年度	51.9	10.6	53.5	32.9
H25年度	50.9	8.7	53.2	集計中
H26年度	51.5	12.6	53.8	集計中

就職率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
H21年度	27.0	—	18.2	—
H22年度	23.9	—	15.8	—
H23年度	24.6	62.3	16.3	—
H24年度	24.1	74.1	16.8	46.1
H25年度	25.2	58.7	17.0	集計中
H26年度	26.0	57.9	17.5	集計中

※文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「就労支援等の状況調査」

厚生労働省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(4) 就学援助を受けた児童生徒（要保護・準要保護児童生徒）の数

- 義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対して、市町が、学用品費、通学費、修学旅行費等の援助を行っています。対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する「要保護者」と、市町教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認定する「準要保護者」となっています。
- 県の就学援助を受けた公立小中学校児童生徒の数は、平成24年度で17,175人と全児童生徒数に占める割合は11.29%（就学援助率）となっており、国の割合は下回っているものの、児童生徒の10人に1人は就学援助を受けていることとなります。

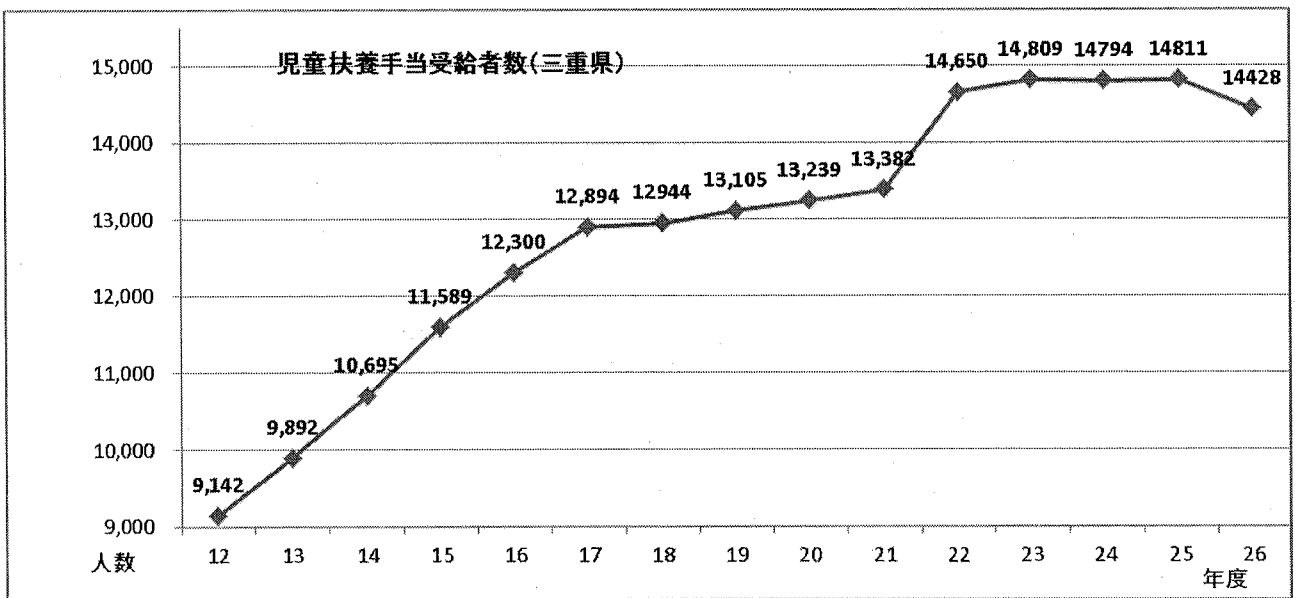
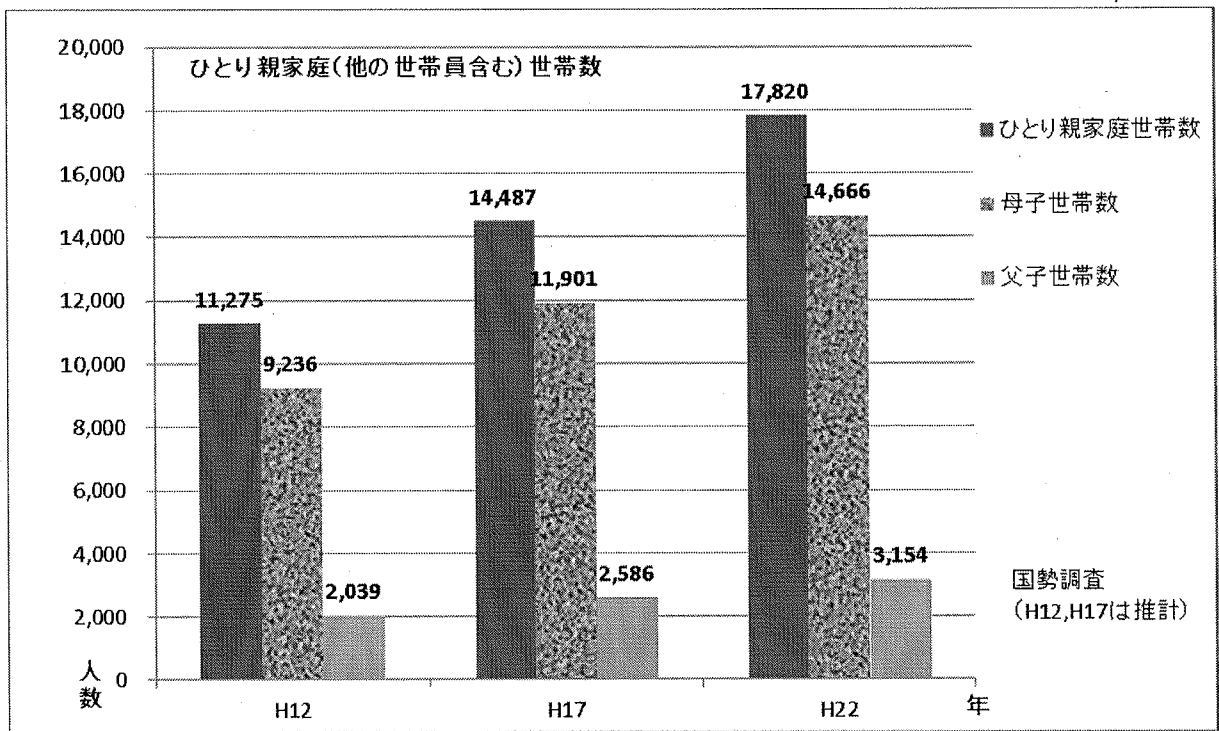
要保護及び準要保護児童生徒数の推移

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
就学援助を受けた児童生徒数(人)	三重県				17,175
	全国	1,488,113	1,551,083	1,567,831	1,552,023
公立小中学校の児童生徒数(人)	三重県	157,704	155,784	154,440	152,160
	全国	10,248,027	10,139,900	10,051,150	9,922,963
就学援助率(%)	三重県				11.29
	全国	14.51	15.28	15.58	15.64

※ 三重県：三重県教育委員会調べ 全国：文部科学省 児童生徒数は学校基本調査

(5) ひとり親家庭の世帯数等

- 県の平成22年の20歳未満の世帯員がいる世帯は185,575世帯で、このうちひとり親世帯（他の世帯員も含む）の割合は9.6%（母子世帯の割合は7.9%、父子世帯の割合は1.7%）となっており、世帯数は、17,820世帯となっています。平成12年から平成22年の間で、母子世帯は58.8%（5,430世帯増）、父子世帯は54.7%（1,115世帯増）の増加となっています。
- 児童扶養手当受給者数も増加傾向にあり、平成22年度に14,000人を超えて以降、毎年14,000人台で推移しています。（平成22年6月に児童扶養手当法が改正され、父子家庭も支給対象になりました。）



年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
三重県	9,142	9,892	10,695	11,589	12,300	12,894	13,088
全国	708,395	759,197	822,958	871,161	911,470	936,579	955,741
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
三重県	13,105	13,239	13,382	14,650	14,809	14,794	14,811
全国	955,941	966,266	985,682	1,038,244	1,071,466	1,085,552	1,075,336
年度	H26						
三重県	14,428						
全国	1,058,663						

※厚生労働省「福祉行政報告例」毎年度3月31日現在

(6) ひとり親家庭の親の就業率

- 本県のひとり親家庭の就業状況については、母子世帯の母の就業率が約80%と全国と同様の水準です。
- 従事している仕事の内容は、本県の母子世帯は「事務(27.2%)」と「サービス業(17.2%)」がともに多く、全国と同様の傾向となっています。本県の父子世帯は、「建設・採掘(20.7%)」、「農林漁業(11.8%)」と「事務(11.8%)」が多く、一方で全国は「専門的・技術的職業(22.1%)」が多く、異なる傾向にあります。

ひとり親家庭の親の就業状況(就業率)

	三重県ひとり親家庭等実態調査		全国母子世帯等調査	
	平成21年度	平成26年度	平成18年度	平成23年度
母子世帯の母の就業率	90.2	81.6	84.5	80.6
父子世帯の父の就業率	-	100.0	97.5	91.3

ひとり親家庭の親の就業状況(地位別仕事内容の割合)

単位: %

		三重県ひとり親家庭等実態調査	全国母子世帯等調査
		平成26年度	平成23年度
母子世帯の母の就業	専門的・技術的職業	14.6	18.1
	管理的職業	1.1	1.5
	事務	27.2	21.8
	販売	11.5	9.4
	農林漁業	0.0	0.4
	保安職業	0.0	0.2
	生産工程	11.5	8.6
	輸送・機械運転	1.1	0.5
	建設・採掘	0.0	0.2
	運搬・清掃・包装等	3.5	4.1
	サービス業	17.2	23.0
	その他(在宅、個人事業主等)	12.3	9.0
	不詳	—	3.2
	総数	100.0	100.0
父子世帯の父の就業	専門的・技術的職業	2.9	22.1
	管理的職業	0.0	7.0
	事務	11.8	5.7
	販売	8.8	4.9
	農林漁業	11.8	3.9
	保安職業	0.0	1.6
	生産工程	2.9	10.4
	輸送・機械運転	8.8	9.0
	建設・採掘	20.7	10.0
	運搬・清掃・包装等	2.9	5.1
	サービス業	8.8	10.7
	その他(在宅、個人事業主等)	20.6	8.0
	不詳	—	1.6
	総数	100.0	100.0

(7) 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

児童養護施設に入所している三重県の子どもの卒業後の進路は、中学校卒業後及び高等学校等卒業後ともに進学率が県全体を下回り、就職率は逆に高くなっています。この傾向は、全国平均でも同様です。

児童養護施設入所児童の進学率・就職率

平成26年5月1日現在

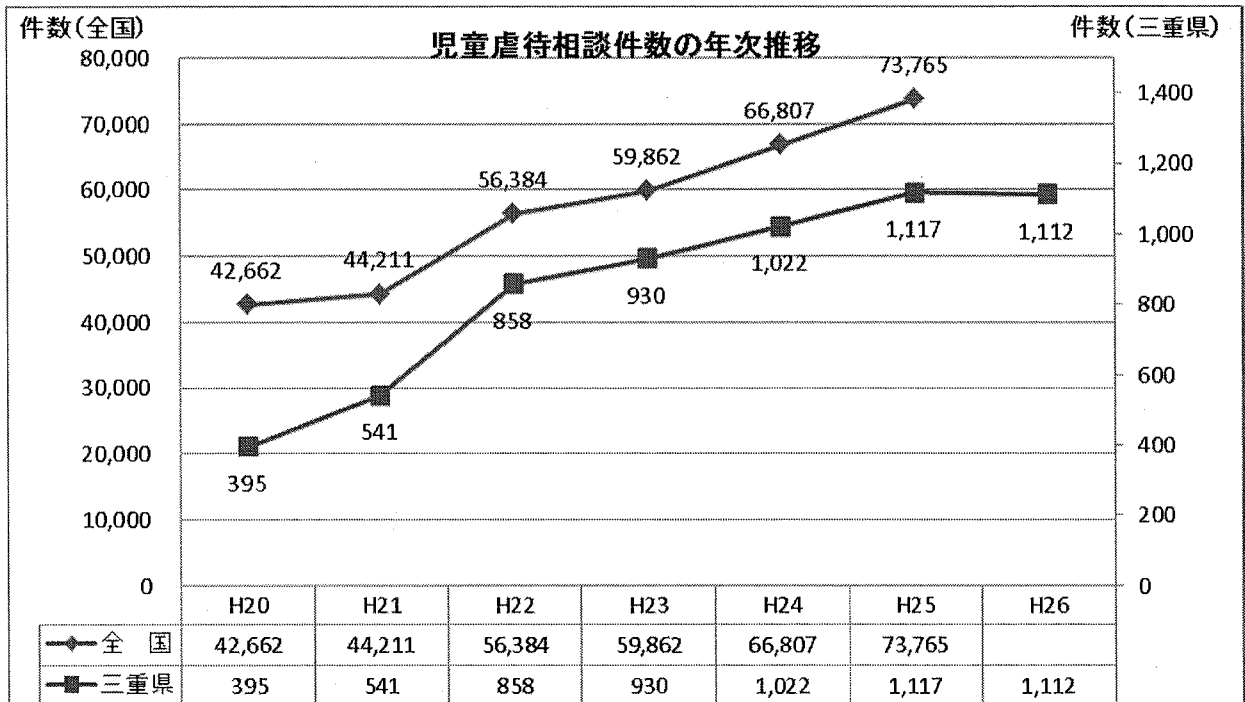
	三重県		全国	
	全体	児童養護施設	全体	児童養護施設
中学校卒業後				
高等学校等進学率(%)	98.6	91.4	98.4	97.2
就職率(%)	0.6	5.7	0.4	1.3
高等学校等卒業後				
大学等進学率(%)	51.5	18.2	53.8	22.6
就職率(%)	26.0	72.7	17.5	70.9

※文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省家庭福祉課調べ

※その他の進路を含めないため、合計は100%にならない。

(8) 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

- 全国の児童相談所における児童虐待相談件数は増加の一途にあり、三重県でも平成26年度の児童虐待相談件数は1,112件で、すべての養護相談件数の7割以上を占めるまでになっています。



※ 三重県児童相談センター「児童相談所の状況」

相談件数の虐待種別

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
身体的虐待	196	225	370	343	447	438	419
養育の拒否怠慢 (ネグレクト)	110	190	260	273	284	280	269
性的虐待	13	17	17	22	10	22	16
心理的虐待	76	109	211	292	281	377	408
計	395	541	858	930	1,022	1,117	1,112

(9) 長期欠席児童・生徒数等

- 小学校で 800 人程度、中学校で 1,800 人程度の児童・生徒が、様々な理由で長期にわたって学校を欠席する状況となっています。
- 不登校が社会経済的要因と関連している可能性や、不登校が貧困の世代間連鎖を説明する鍵要因となっている可能性については、わが国における各種調査等でも指摘されています(久富善之, 1993, 『調査で読む学校と子ども』など)。

理由別長期欠席者数 ()は全国 単位:人

小学校	30日以上欠席者				
	計	病気	経済的 理由	不登校	その他
平成19年度	799 (60,236)	261 (25,248)	0 (47)	363 (23,927)	175 (11,014)
平成20年度	779 (55,674)	248 (21,984)	1 (61)	377 (22,652)	153 (10,977)
平成21年度	741 (52,437)	245 (19,357)	6 (67)	359 (22,327)	131 (10,686)
平成22年度	736 (52,594)	257 (19,611)	4 (43)	352 (22,463)	123 (10,477)
平成23年度	734 (54,340)	242 (19,595)	2 (47)	355 (22,622)	135 (12,076)
平成24年度	792 (53,952)	236 (20,335)	1 (34)	391 (21,243)	164 (12,340)
平成25年度	859 (55,486)	216 (18,763)	1 (30)	490 (24,175)	152 (12,518)
平成26年度 * 国未発表	867 (*)	215 (*)	0 (*)	456 (*)	196 (*)

中学校	30日以上の欠席者				
	計	病気	経済的 理由	不登校	その他
平成19年度	1,962 (138,882)	223 (21,320)	3 (194)	1,596 (105,197)	140 (12,171)
平成20年度	1,914 (135,804)	215 (19,420)	7 (146)	1,574 (103,985)	118 (12,253)
平成21年度	1,817 (128,210)	206 (17,274)	4 (137)	1,471 (99,923)	136 (10,876)
平成22年度	1,872 (124,544)	208 (16,769)	2 (86)	1,536 (97,255)	126 (10,434)
平成23年度	1,824 (122,053)	203 (16,861)	4 (72)	1,498 (94,637)	119 (10,483)
平成24年度	1,776 (121,509)	275 (18,481)	1 (57)	1,389 (91,249)	111 (11,722)
平成25年度	1,703 (125,465)	245 (18,580)	5 (55)	1,371 (95,181)	82 (11,649)
平成26年度 *国未発表	1,824 (*)	222 (*)	2 (*)	1,502 (*)	98 (*)

※三重県学校基本調査、文部科学省学校基本調査

Ⅲ 実態調査のあらまし

1 調査の目的

子どもの貧困の実態はわかりにくく、見えにくいものであることをふまえ、児童相談所、福祉事務所、保育所、小中学校等の関係機関等を対象とした貧困対応事例の聴き取り調査を行い、収集した事例について分析検証し、県内における貧困の現状をより具体的に把握することとしました。

2 調査の概要

以下の関係機関等が業務上関わった貧困事例について、県職員等が聴き取りシートを基に調査を実施し、35事例を収集しました。(事例数が少数であるため、統計的技法は用いず、事例検証を目的とした。)

- ① 児童相談所、福祉事務所、保育所及び学校等
- ② 当事者（支援機関を通じた間接聴き取り）
- ③ 学識経験者（医療従事者等）

3 調査結果（聴き取り調査の内容から見えた貧困リスクと課題）

聴き取り事例について、貧困のリスク別に集計した結果は下表のとおりです。

※中間報告として当事者聴き取り等を除く31事例について整理したものであり、最終的には35事例で分析

(詳細は、別紙「聴取調査の概要と貧困のリスク」を参照)

貧困のリスクの別	件数	割合
①家計の不安定	31	100%
②生活の負担（親族の介護や多忙など）	2	6%
③疾病・疾患等	13	42%
④家族の人間関係 （離婚・別居・死別・暴力・無関心など）	25	81%
⑤孤立	9	29%
⑥貧困の連鎖	2	6%
⑦その他（不十分な日本語能力・若年出産など）	7	23%

注)「貧困のリスク」は、東京都荒川区の「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書」において抽出された「子どもの貧困・社会排除のリスク」の分類を使用

(1) 聴き取り結果の分析

① 貧困のリスク「①家計の不安定」

今回の調査は、統計学的な抽出によらず、各関係機関に対して「貧困が疑われる世帯」を各機関の判断で抽出するよう依頼したうえで行われたものであることから、すべてのケース(31ケース)が該当しており、このうち16ケースが生活保護を受給しています。

② 貧困のリスク「②生活の負担（親族の介護や多忙など）」

31 ケース中 2 ケースが該当しています。

この 2 件は、ひとり親の母で、子育てと仕事の両立に多忙を極めているケースでした。

③ 貧困のリスク「③疾患・疾病等」

怪我や病気、精神疾患・精神不安定、浪費癖やアルコール依存、異性依存といった疾患・疾病、身体障がい・精神障がい等によるリスクであり、31 ケース中 13 ケース（42%）で見られました。「①家計の不安定」「④家族の人間関係」に次いで、3 番目に多いリスクとなっています。

④ 貧困のリスク「④家族の人間関係」

配偶者との離婚・別居・死別等により、ひとり親となるリスク、配偶者暴力や家族の不仲により家族関係が悪化するリスクなど、家族の人間関係におけるリスクであり、31 ケース中 25 ケース（81%）で見られました。「①家計の不安定」に次いで、2 番目に多いリスクとなっています。

⑤ 貧困のリスク「⑤孤立」

世帯が地域から孤立することなどによって、経済や生活面で、公的な支援や、親族や地域社会等からの私的な支援を受けることができないリスクであり、31 ケース中 9 ケース（29%）で見られました。

⑥ 貧困のリスク「⑥貧困の連鎖」

親の経済的困窮が子どもに引き継がれたり、親から受けた虐待が将来の世代に引き継がれたりするリスクです。今回の調査では、親にその親（祖父母）からの貧困が引き継がれたことをうかがわせるケースは多いものの、父母等が育った環境について具体的な資料が乏しく、聴き取り（確認）できなかったことが多いことから、31 ケース中 2 ケース（6%）にとどまりました。

⑦ 貧困のリスク「⑦その他」

保護者の不十分な日本語能力（2 ケース）及び若年出産（5 ケース：支援者がいない）というリスクが、31 ケース中 7 ケース（23%）で見られました。

注）今回の調査は、統計学的な抽出によらず、各関係機関に対して「貧困が疑われる世帯」を各機関の判断で抽出するよう依頼したうえで行われたものであることから、上記表中及び文中の率は、本県の貧困のリスクを割合として表すものではない。

（2）必要な支援の検討

今回聴き取りを行ったケースは、いずれも児童相談所、福祉事務所等の行政機関または公的な機関に把握され、何らかの支援を受けているケースですが、各ケースの状況に照らして、今後も継続して行っていくべき支援や新たに行う

必要があると考えられる支援を「必要な支援」として別紙「聴取調査の概要と貧困のリスク」に表示しています。

○「生活の見守り」

行政機関等が家族への見守りを行えば、暮らしが悪化することなく推移すると期待されるケース → 7ケース

○「生活の見守りと関与」

保護者の養育力に問題があると考えられ、見守りだけでは子どもの生活環境を維持できず、行政等が世帯に介入する事態が想定されるケース → 12ケース

○「母（父）へのサポート」

母（父）の養育能力に問題がなく、家族全体の見守り等を行わなくても母（父）へのサポート（母（父）の見守り）を行うことで、暮らしが悪化することなく子どもの生活環境を維持できると期待されるケース → 7ケース

○「不登校児の支援」「子どもの発達支援」

子どもが抱える問題への支援が期待されるケース → 2ケース

○ 高校中退後・高校卒業後の子どもへの支援が期待されるケース

→ 4ケース

○ その他

・ 部活動や高等教育機関への進学のための支援が期待されるケース

→ 1ケース

・ 外国籍の人々に対する言語支援が期待されるケース → 1ケース

(3) 支援が必要な家族の適切な把握

○ 別紙「聴取調査の概要と貧困のリスク」の「相談経緯」に示すように、保護者から各機関への相談により世帯の状況が把握されるに至ったケースは9件（生活保護4件、DV3件、保育料等の相談2件）でした。

○ このほかの22ケースは、児童虐待通報、保育料の滞納や不登校の発生等により保育所や学校等が世帯の状況を把握し、各種支援を開始したものであって、保護者自らの「SOS」によるものではありませんでした。

○ このような、自ら「SOS」を発することのない家族を適切に把握し、必要な支援を適切に行う必要があります。

(4) 聴き取り調査の結果をふまえた対応

聴き取り調査では、貧困世帯が、経済的な困難にとどまらず、複合的で多様な課題を抱えている傾向にあることや、地域社会から孤立し、必要な情報に接

する機会の欠如や、行政等が行うサービスに自らアクセスしない、あるいはできない傾向があることが明らかになりました。

こうした世帯を適切に把握し、生活の見守りや家族へのサポート等を包括的に行うことができれば、個々の状況に応じた必要な支援策（教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援等）を関係機関において一層効果的に行うことができ、課題がより深刻になる前の早期解決につながります。

このため、国の大綱に掲げられた各種支援策（教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援）に加え、行政や民間が生活困窮者からの相談を幅広く受け付け、早期発見と支援につなげていく相談支援の取組を検討します。

IV 基本理念と基本方針

1 基本理念

三重の子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

2 基本方針

(1) 子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施

第一に子どもに視点を置いて、子どもを権利の主体としてその生活や成長を保障する観点から、既存の子ども関連施策を基本に、その成長過程に応じた必要な施策を切れ目なく実施するよう配慮します。

(2) 子どもの貧困の実態をふまえた対策の推進

子どもの貧困の実態は見えにくく、とらえづらいつとされています。子どもの貧困の実態を的確に把握し、その実態をふまえた対策を推進します。

(3) 教育における総合的な対策の推進と機会均等の保障

学校を貧困対策のプラットフォームと位置づけ、家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受けることを保障するとともに、福祉関係機関と連携した貧困家庭の子どもたちへの支援に取り組みます。

(4) 保護者に対する支援

子どもが経済面だけでなく、心身共に安心して生活し学べる環境が整うよう、保護者自らが、自己の課題に主体的に取り組み、その生活が安定するよう支援します。

(5) 緊急度の高い世帯への配慮

生活保護世帯の子ども、ひとり親世帯の子ども及び児童養護施設等に入所している子どもなど、生活困窮の懸念や緊急度に応じて、重点的に教育、就労及び生活等の各種支援を講じるよう配慮します。

V 計画目標

本計画では、国の大綱をふまえ、以下に掲げる全国と三重県の19の指標に注目しながら、計画の数値目標を検討していきます。

＝参考＝ 大綱に示された指標（三重県と全国の直近の値）

NO	指 標	三重県	全 国	備 考 () は全国
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 (%)	93.5 (H26)	90.8 (H24)	全日制 () 定時制 () 通信制 () 中等教育学校後期課程 特別支援学校高等部

				高等専門学校 専修学校の高等課程
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 (%)	2. 6 (H26)	5. 3 (H24)	
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 (%)	12. 6 (H26)	32. 9 (H24)	大学等 専修学校等
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (中学校卒業後) (%)	1. 4 (H26)	2. 5 (H24)	
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (高等学校卒業後) (%)	57. 9 (H26)	46. 1 (H24)	
6	児童養護施設の子どもの進学率 (中学校卒業後) (%)	91. 4 (H26)	97. 2 (H26)	高等学校等 専修学校等
7	児童養護施設の子どもの就職率 (中学校卒業後) (%)	5. 7 (H26)	1. 3 (H26)	
8	児童養護施設の子どもの進学率 (高等学校卒業後) (%)	18. 2 (H26)	22. 6 (H26)	大学等 専修学校等
9	児童養護施設の子どもの就職率 (高等学校卒業後) (%)	72. 7 (H27)	70. 9 (H26)	
10	スクールソーシャルワーカーの配置人数 (人)	8 (H27)	1, 008 (H25)	
11	スクールカウンセラーの配置率 (小学校) (%)	100 (H27)	37. 6 (H24)	
12	スクールカウンセラーの配置率 (中学校) (%)	100 (H27)	82. 4 (H24)	
13	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合 (%)	三重県調査中	61. 9 (H25)	
14	入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合 (%)	三重県調査中	61. 0 (H25)	
15	ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭) (%)	81. 6 (H26)	80. 6 (H23)	
16	ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭) (%)	100. 0 (H26)	91. 3 (H23)	

＝参考＝ 全国と三重県で比較できる指標

NO	指 標	三重県	全 国	備 考
17	生活保護世帯における子どもの数 (人) とその割合 (%)	2, 381 0. 71 (H25)	299,003 1. 33 (H25)	子ども : 19 歳以下

18	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率 (%)	調査中 11.3 (H24)	調査中 15.6 (H24)	
19	児童扶養手当の受給資格者数 (人)	14,428 (H26)	1,058,663 (H26)	

VI 主な取組

1 教育の支援

- 家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、その能力・可能性を最大限伸ばすことは、一人ひとりが自らの夢に挑戦し豊かな人生の実現につながることであり、将来の社会の担い手を育成することになります。
- 子どもが、家庭の経済状況等に左右されず、安心して学業に励めるよう、学校及び地域等において、学習支援、就学援助、相談支援を行うとともに、貧困の状況にある子どもへの必要な教育の支援を行います。

※今後、大綱をふまえて県の具体的な取組を記載します。

[大綱に記載されている事項]

- (1) 「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開
(学校教育による学力保障)
(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)
(地域による学習支援)
(高等学校等における就学継続のための支援)
- (2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上
- (3) 就学支援の充実
(義務教育段階の就学支援の充実)
(「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減)
(特別支援教育に関する支援の充実)
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)
(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

(6) その他の教育支援

(学生のネットワークの構築)

(夜間中学校の設置促進)

(子どもの食事・栄養状態の確保)

(多様な体験活動の機会の提供)

2 生活の支援

- 貧困世帯は、精神面・身体面の健康管理、経済的な困窮、家庭や地域等での人間関係等で、複合的で多様な課題を抱えていることが多く、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、地域社会からの孤立や支援者の不在等により、一層困難な状況に置かれてしまうおそれがあります。
- 貧困が世代を超えて連鎖することなく、子どもたちが学業に専念し、日々の生活を安心して送ることができるよう、子どもとその保護者等への生活支援を行います。

※今後、大綱をふまえて県の具体的な取組を記載します。

[大綱に記載されている事項]

(1) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

(保育等の確保)

(保護者の健康確保)

(母子生活支援施設等の活用)

(2) 子どもの生活支援

(児童養護施設等の退所児童等の支援)

(食育の推進に関する支援)

(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援)

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

(関係機関の連携)

(4) 子どもの就労支援

(ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)

(親の支援のない子ども等への就労支援)

(定時制高校に通学する子どもの就労支援)

(高校中退者等への就労支援)

(5) 支援する人員の確保等

(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)

(相談職員の資質向上)

(6) その他の生活支援

(妊娠期からの切れ目ない支援等)

(住宅支援)

3 保護者に対する就労の支援

- 貧困世帯の保護者は、不安定な雇用形態であったり、健康上の問題から長く就労できなかつたりするなどのケースが多くあり、生活困窮から、子どもの生活や就学に支障が生じることがあります。
- 家計における基本的な収入として、保護者（親）が就労によって一定の収入を得て、世帯の生活が安定することは重要です。それだけでなく、生活が安定することは、家族がゆとりを持って接する時間の確保ができることや、保護者が働く姿を子どもに見せることが、子どもが労働の価値や意味を学ぶことにもつながり、大きな教育的意義を持つこととなります。
- このことから、職業能力の開発・資格（技能）取得への支援・就職のあっせん等を行うとともに、直ちに就労が困難な者に対しても、就労に向けた動機付けや就労活動への支援及び情報提供等、一人ひとりに応じた就労支援を行います。

※今後、大綱をふまえて県の具体的な取組を記載します。

[大綱に記載されている事項]

- (1) 親の就労支援－ひとり親家庭の親の就業支援
- (2) 親の就労支援－生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- (3) 親の学び直しの支援
- (4) 就労機会の確保

4 経済的支援

- 経済支援には、保護者の就労による収入だけでは不十分な場合に、生活保護や各種手当等、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせることにより、生活の基礎を下支え（最低限の経済基盤の維持）する役割があることから、子どもの貧困対策の重要な条件として確保していく必要があります。
- なお、家計（経済的支援も含め）に対する保護者の金銭管理が適正でない場合は、上記の生活支援策との連携により、保護者本人の家計管理意識の向上や意欲を高めることに留意します。

※今後、大綱をふまえて県の具体的な取組を記載します。

[大綱に記載されている事項]

- (1) 児童扶養手当
- (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金等
- (3) 教育扶助の支給方法
- (4) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援
- (5) 養育費の確保に関する支援

5 包括的かつ一元的な支援

- 貧困世帯は、経済的な困窮にとどまらず、複合的な課題（心身の健康、家族問題、人間関係等）を抱えている場合や、地域だけでなく様々な人とのつながりを持たない社会的孤立状態となっている場合があり、これまでのような各分野（福祉、教育、法律等）ごとの相談だけでなく、包括的かつ一元的な対応が必要です。
- 生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連施策と一体となった相談機関が活動することにより、情報とサービスの拠点として貧困世帯への支援が効果的に行われます。

※具体的な取組を検討のうえ記載します。

Ⅶ 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市町、教育委員会及び関係機関・団体等との連携・協働のもと進めていきます。

※個々の役割は、今後作成

1 県の役割

2 市町の役割

3 関係団体の役割

聴取調査の概要と貧困のリスク

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困のリスク	子どもの状態	必要な支援
01	虐待（ネグレクト）	ひとり親（母）。母は精神疾患により失業し、生活保護受給中。母の浪費により食べるものに困ることがある。母は短大卒。子どもへの愛着はある。民間賃貸住宅。地域とのつきあいはないが母の親族と交流あり。社協の権利擁護事業を開始。	①③④	情緒不安定、円形脱毛	生活の見守りや関与
03	虐待のおそれ	父のDVにより母子生活支援施設に入所。母による虐待のおそれがあり、子どもを児童養護施設に分離。両親に精神疾患あり。父は非正規雇用。市町村民税非課税。父の学歴不明、母は中卒。母は県外出身で父と結婚するまで各県を転々。民間賃貸住宅。地域活動に参加していないが、父の親族と交流あり。	①③④		生活の見守りや関与
04	不登校 無国籍	ひとり親（父）。父は身体の病気により失業。生活保護受給中。母（外国籍）は10年以上前に死亡。父の病気を心配して子どもが不登校になったが現在は児童養護施設入所。日本国籍を取得。父は中卒。父子関係は良好。民間賃貸住宅。父は県外出身で地域とのつながりなし。	① ③ ④ ⑤	側弯症 不登校	生活の見守りや関与
05	虐待（身体）	ひとり親（母）。母は非正規雇用。市町村民税非課税。子育てと仕事の両立に疲労。母は被虐待・リストカット・不登校の経験あり。性格は几帳面。母は短大中退。公営住宅。生活上、地域活動に参加していないが、母の親族との交流あり。	① ② ④ ⑥		母（父）のサポート
06	養育困難	ひとり親（母）。母はアルコール依存症治療中で失業し、生活保護受給中。母も被虐待の疑いがあり、小学生のときから喫煙、10代で妊娠中絶。虐待（ネグレクト）あり。ゴミの放置あり。公営住宅。母は県外出身で地域とのつながりなし。	① ③ ④ ⑤⑥	多動傾向	生活の見守りや関与
07	養育困難	父母と子ども。多子世帯。父母とも非正規雇用。父母とも窃盗逮捕歴あり。子どもへの虐待あり（第2子を殴り第2子は児童養護施設入所。不衛生。虫歯。食育不全）。民間賃貸住宅。地域活動に参加していないが、母方の親族との交流あり。	①④	軽度の知的障がい	生活の見守りや関与

注)「貧困のリスク」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（親族の介護や多忙など）、③疾病・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困のリスク	子どもの状態	必要な支援
08	親族里親申請	祖父母と子ども（離婚子どもを引き取った父が10年以上前から行方不明）。祖父母の年金・親族里親手当などで生活。祖父の医療費が家計を圧迫。市町村民税非課税世帯。祖父母と子どもの関係は良い。持家。地域活動に参加していない。進学は断念。	①③④	不登校傾向	高校卒業後のサポート
09	生活保護	父母と子ども。多子世帯。父は病気・障がいにより働けず、母はパート就労。生活保護受給中。両親とも高卒。民間賃貸住宅。第2子、第3子は経済的理由で部活動を断念。第2子は奨学金で大学進学。	①③		部活動・進学のための奨学金
10	父のDV	父のDVと子どもへの虐待により、母子生活支援施設に入所。多子世帯。非正規雇用。生活保護受給中。母は高卒。母は部屋の片づけができない。文章を書くことが苦手な履歴書で就職失敗。施設・職場でトラブルが多い。母の親族との交流あり。	①④	多動	母（父）のサポート
11	生活保護	ひとり親（母）。多子世帯。離婚のストレスで仕事ができず、生活困難で生活保護開始。現在はパートタイムで就労。法テラス利用により父からの養育費の支払い開始。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。	①④	低身長	母（父）のサポート
12	父のDV	ひとり親（母）。多子世帯。父のDVから逃れ実家のある市町で生活。母がうつ病を発症し生活保護を開始。母は障害基礎年金を受給。父から不定期ながら養育費支払いあり。母はアルバイト開始。母は専修学校等卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。第1子は親族の支援により大学進学。	①③④	多動・発達障害 ・不登校	母（父）のサポート ・不登校児の支援
13	父のDV	ひとり親（母）。父のDVにより離婚。非正規雇用。生活保護受給中。母は中卒。民間賃貸住宅。地域活動に積極的に参加。母の親族と密接な交流あり。	①④		母（父）のサポート
14	生活保護	ひとり親（母）。母の病気のため働けなくなり生活保護受給中。母は中卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。	①③④		生活の見守り
15	生活保護	父母と子ども。多子世帯。父は仕事が続かない傾向。母は内職。生活保護受給中。父に身体障がい。母にひきこもり傾向。養育力不足が指摘されている。父母ともに高卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。父は積極的にPTA活動に参加。	①③		生活の見守り

注)「貧困のリスク」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（親族の介護や多忙など）、③疾病・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困のリスク	子どもの状態	必要な支援
16	父のDV	ひとり親（母）。父のDVにより母子生活支援施設入所中。母に軽度の知的障がい、ストレス時の自傷行為があり、歯がない。劣等感・被害妄想が強い。児童虐待（ネグレクト）。母は高卒。母は県外出身であり、地域とのつながりはない。	① ③ ④ ⑤	発達の遅れ	生活の見守りや関与
17	父のDV	母と内縁の父と子ども。父の暴力により一時保護歴。内縁の父の子どもへの話し方がきつい。両親とも失業中だが生活保護は受給していない。母は高卒。民間賃貸住宅。母は県外出身であり、地域とのつながりはない。	①④⑤	暴力行為	生活の見守りや関与
18	父のDV	母と子ども。多子世帯。母はパート。市町村民税非課税世帯。母に過呼吸発作、リストカット歴。子どもを叩くなどの虐待が見られる。母は高卒。母の養育能力が低い。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。	①④	学習の遅れ・情緒不安定・自傷行為	生活の見守り・子供の発達支援
19	発育相談	ひとり親（母）。多子世帯。父のDVにより母子生活支援施設一時保護。その後離婚により生活保護開始。母は遅刻などで仕事が続かない。長女は高校を中退しアルバイト。母は養育力不足。家の中にごみの放置が見られる。食事はお菓子やパン、ご飯のみのときあり。民間賃貸住宅。地域とのつながりなし。	① ④ ⑤ ⑦	多動	生活の見守り・高校中退後の支援
20	出産相談	父母と子ども。多子世帯。母に養育不安。父は就労、母は内職をしており、生活保護は受給していない。民間賃貸住宅。親族との関係が悪く支援が受けられない。父は保育所の行事に積極的に参加。	①		生活の見守り
21	滞納	父母と子ども。多子世帯。父は運転手で知的障がい傾向。母子に手を上げる傾向。母はパート勤務だが長続きしない。生活保護は受給していないが低所得。子どもを風呂に入れない、破れた服を着せる。公営住宅。親族との交流あり。	①		生活の見守りや関与
22	児童扶養手当相談	ひとり親（母）。祖母（母の母）、叔父（母の弟）と同居。母は非正規雇用、仕事が続かない、うつ病で通院。子どもへの虐待（ネグレクト、叩く）あり。子どもを風呂に入れない、洗濯しない、ごみの放置が見られる。母は中卒。公営住宅。祖母が地域活動に参加。	① ③ ④ ⑦		母（父）のサポート

注)「貧困のリスク」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（親族の介護や多忙など）、③疾病・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困のリスク	子どもの状態	必要な支援
23	滞納	ひとり親（母）。叔母（母の妹）とその家族と同居。母はパート勤務をしているが長続きしない。所得が低く浪費癖。民間賃貸住宅。ママ友との交流に積極参加。母の子どもへの愛情は強い。	①④		母（父）のサポート
24	入園費用	父母（内縁関係）と子ども。多子世帯。父の現在の仕事は不明。生活保護は受給していないが所得が低い。母も子どもも虫歯が多い。民間賃貸住宅。	①		生活の見守り
25	遅刻増加	ひとり親（母）。多子世帯。祖母（母の母）、叔父（母の弟）と同居。母は夜勤専門の仕事。所得が低い。子どもの学力が低い。母は養育力不足。不衛生（風呂に入らない、ごみの放置）、食育不全。持家。母の行政への不信感が強い。	①④		生活の見守り
26	父の葬儀	ひとり親（母）。母は外国籍。片言の日本語。母にひきこもりと奇行あり。母は無職だが生活保護は受給していない。子どもはコンビニやアルバイト先で食事。民間賃貸住宅。子どもの就職先決定。	① ③ ④ ⑤⑦		高校卒業後のサポート
27	滞納	父母と子ども。多子世帯。父は運転手。母は精神疾患で通院。アルバイトしてもすぐに辞める。所得が低い。父母の養育力が不足。風呂に入らない、洗濯しない、ごみの放置などの不衛生。子どもに適切な食事が与えられていない。子どもの学校行事の参加断念、学校費用の未払いあり。母は中卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流はあると思われる。	① ③ ④ ⑦	情緒障 がい、知 的障 がい	生活の見守り や関与 ・高校中 退後の 支援
28	不登校	ひとり親（母）。母は非正規雇用。浪費癖あり。養育力不足。子どもが病気の時受診しなかったことがある。朝ごはん・昼ごはんを用意できないときがある。母は高卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流はあると思われるが、地域活動に参加していない。	① ② ④ ⑤	不登校	生活の見守り や関与
29	養育困難	元義父と子ども。母（外国籍）は不同居。生活保護受給中。養育力不足。虫歯が多い。子どもに適切な食事が与えられていない。児童虐待（ネグレクト）。公営住宅。地域とのつきあいはないと思われる。	① ④ ⑤ ⑦	素行不 良	高校中 退後の 支援
30	養育困難	祖母、叔父家族と子ども。外国籍。生活保護受給中。子どもに適切な食事が与えられていない。公営住宅。コミュニティの絆は強い。	①④⑦	不登校	行政窓 口・学校 での言 語支援

注)「貧困のリスク」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（親族の介護や多忙など）、③疾病・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困のリスク	子どもの状態	必要な支援
34	養育相談	ひとり親（母）と子ども。多子世帯。父のDVにより県外から母子生活支援施設に入所。母は就労しているが生活保護受給中。養育力不足。地域活動に参加していない。	① ④ ⑤ ⑦	発達遅滞	生活の見守りや関与
35	養育相談	父母と子ども。父は派遣社員。母はアルバイト。所得が低く生活保護受給中。父母の養育力不足。母は情緒不安定で軽度の知的障がいの疑い。	①	脳障がい	生活の見守りや関与

【引用文献】

表の「貧困のリスク」は、東京都荒川区の「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書」において抽出された「子どもの貧困・社会排除のリスク」を使わせていただいた。

①家計の不安定

- ・就労の不安定
- ・失業、事業不振
- ・親族の経済援助の停止、減少
- ・養育費の未払い 等

②生活の負担

- ・親族の介護
- ・保護者の多忙によるコミュニケーション不足 等

③疾患・疾病等

- ・身体の病気
- ・怪我
- ・精神疾患、精神不安定
- ・浪費癖、アルコール依存、異性依存 等

④家族の人間関係

- ・配偶者との離婚、別居、死別
- ・DV
- ・家族の不和
- ・保護者の無関心、愛情の欠如、家族間のコミュニケーション不足 等

⑤孤立

- ・公的サービスの情報不足
- ・公的サービス享受できない、社会からの孤立 等

⑥貧困の連鎖

- ・経済的貧困の連鎖
- ・児童虐待の連鎖 等

⑦その他

- ・不自由な日本語能力
- ・若年出産（支援がない場合） 等

注）「貧困のリスク」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（親族の介護や多忙など）、③疾患・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）